

料金表Ⅱ 定期契約

第1条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことをいいます。J:COM 電力家庭用コースの契約者が定期契約に申し込む場合には、別の約款や規約等に定めるサービスにも同時に申し込むことが必要となり、J:COM 電力家庭用コース契約約款(以下「本約款」といいます)および「料金表Ⅱ 定期契約」(以下「本料金表」といいます)に定められる条件に加え、定期契約を構成するサービスに関する別の約款や規約等も適用されることを確認します。

- 2 定期契約の契約条件に予め承諾できない申込者は、定期契約に申し込むことはできません。
- 3 定期契約は、定期契約が成立した日の属する月の初日から起算し、本料金表第4条に定める契約期間中有効に存続するものとします。
- 4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は定期契約を更新し、その契約期間を新たに算出します。

ただし、In My Room 特別プランの場合は、定期契約が成立した後の最初の契約期間が満了したときに、定期契約としての契約期間が終了します。この場合、契約者からの申出が無い限り、サービス提供契約の終了とはならず、契約者は、契約期間の制約なく、定期契約と同条件でのサービス提供を受けることができます。

- 5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約になります。

第2条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下「集合住宅」といいます）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下「戸建住宅」といいます）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なります。

- 2 上記の集合住宅において、当社と、その集合住宅を所有し現に管理する者と当社が放送サービス対応物件または、インターネット接続サービス対応物件に関する In My Room 契約を契約している場合、そこに居住する契約者は、In My Room プラン（本料金表第4条に定める名称が“In My Room”で始まるものをいいます）の契約に申し込むことができます。
- 3 前項までの規定により、本約款第10条第3号（イ）に該当しない需要場所には、定期契約の提供を行いません。

第3条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款第14条のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (3) ハートフルプランの契約者
- (4) 契約に必要なSTBが下記のいずれかに該当する場合で、その利用を承諾いただけない場合

- ①Smart J:COM Box サービス利用規約に定める Smart J:COM Box（以下「SJB」といいます）SJBは料金表Ⅰに定める高機能型 STB（タイプⅣ、ⅤまたはⅥ）のいずれかを示します）を利用する

場合もしくは、それに付随するタブレットサービス（以下「SJB with タブレット」といいます）を利用する場合

②Smart TV Box サービス利用規約に定める Smart TV Box（以下「STVB」といいます）を利用する場合もしくは、それに付随するタブレットサービス（以下「STVB with タブレット」といいます）を利用する場合。

(5) 前号までの他、その定期契約の締結に必要な他のサービス等の条件を満たさない場合

2 当社は、次のサービスの条件を下記の通り定めます。

(1) 本料金表第4条に定める In My Room NET パック、In My Room NET パック EX、スマートお得プランミニ EX は、当社が別に定める J:COM In My Room（インターネットプラン A またはインターネットプラン C に限ります。）の特定インターネット接続サービス（対象となる品目は別に定める通りとします）の契約を締結していることが契約の条件となります。

(2) 本料金表第4条に定める In My Room TV セレクトは、当社が別に定める J:COM In My Room（インターネットプラン A に限ります。）の特定インターネット接続サービス（対象となる品目は別に定める通りとします）の契約を締結していることが契約の条件となります。

(3) 本料金表第4条に定める In My Room プラン（ただし、前号までに定めるサービスを除きます）は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトまたは TV プラン D に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。

(4) 本料金表第4条に定める NET パック EX は、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン A、TV プラン A コンパクト、TV プラン B または TV プラン C に限ります。）の特定放送サービスの契約を締結していることが契約の条件となります。

(5) 本料金表第4条に定める In My Room 特別プランは、当社が別に定める J:COM In My Room（TV プラン B コンパクトに限ります。）の特定放送サービス（J:COM TV スタンダードプラスまたは J:COM TV スタンダードに限ります。）の契約を締結していること、および、J:COM In My Room（NET プラン C、プラン A（対象となる品目は別に定める通りとします。）に限ります。）の特定インターネット接続サービス（対象となる品目は別に定める通りとします。）の契約を締結していることが契約の条件となります。

第4条（定期契約の種別）

定期契約には、別表 定期契約の種別があります。

※1 表中の略語は以下の通り。

TV	J:COM TV サービス加入契約約款に定めるサービス
NET	インターネット接続サービス契約約款に定めるサービス
TEL	下記のいずれかに定めるサービス ・ J:COM PHONE プラスサービス契約約款 ・ プライマリ電話サービス契約約款

電力	J:COM 電力 家庭用コース契約約款
TV（再放送）	J:COM TV 再放送サービス契約約款に定めるサービス
EAT	J:COM 緊急地震速報サービス利用規約に定めるサービス

- 2 当社は、本約款第 16 条第 1 号ホ及び第 2 号への定めに基づき、前項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第 16 条第 1 号二（ロ）または第 2 号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

使用電力量	割引率
～120kWh まで	0.5%
120kWh 超え 280kWh まで	1%
280kWh 超過	10%

- 3 当社は、本約款第 16 条の 2 第 1 号へ（ロ）、第 2 号へ（ロ）および第 3 号へ（ロ）の定めに基づき、本条第 1 項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第 16 条の 2 第 1 号ホ（ロ）、第 2 号ホ（ロ）または第 3 号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

本約款第 16 条の 2 第(1)号ニ(イ)、第(2)号ニ(イ)、第(3)号ニ(イ)に定める「昼間」の使用電力量	割引率
～90kWh まで	0.5%
90kWh 超え 210kWh まで	1%
210kWh 超過	3%

- 4 当社は、本約款第 16 条の 2 第 4 号へ（ロ）、第 5 号へ（ロ）、第 6 号へ（ロ）、第 7 号へ（ロ）、第 8 号へ（ロ）、第 9 号へ（ロ）、第 10 号へ（ロ）、第 11 号へ（ロ）および第 12 号へ（ロ）の定めに基づき、本条第 1 項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第 16 条の 2 第 4 号ホ（ロ）、第 5 号ホ（ロ）、第 6 号ホ（ロ）、第 7 号ホ（ロ）、第 8 号ホ（ロ）、第 9 号ホ（ロ）、第 10 号ホ（ロ）、第 11 号ホ（ロ）または第 12 号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

本約款第 16 条の 2 第(4)号ニ、第(5)号ニ、第(6)号ニ、第(7)号ニ、第(8)号ニ、第(9)号ニ、第(10)号ニ、第(11)号ニ、第(12)号ニに定める「ピーク」「昼間」の使用電力量		割引率
ピーク	-	2%
昼間	最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	0.5%
	90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1%
	210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	3%

- 5 当社は、本約款第 16 条の 2 第 13 号へ（ロ）、第 14 号へ（ロ）および第 15 号へ（ロ）の定めに基づ

き、本条第1項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第16条の2第13号ホ（ロ）、第14号ホ（ロ）または第15号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

時間帯別	割引率
午後	2%
朝晩	2%

- 6 当社は、本約款第16条の2第16号へ（イ）、第17号へ（イ）および第18号へ（イ）の定めに基づき、本条第1項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第16条の2第16号ホ（ロ）、第17号ホ（ロ）または第18号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

時間帯別	割引率
午後	2%
朝晩	2%

- 7 当社は、本約款第16条の2第19号へ（イ）、第20号へ（イ）および第21号へ（イ）の定めに基づき、本条第1項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第16条の2第19号ホ（ロ）、第20号ホ（ロ）または第21号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

時間帯別	割引率
午後	2%
朝晩	2%

- 8 当社は、本約款第16条の2第22号へ（ロ）の定めに基づき、本条第1項に定める各定期契約種別を締結する場合、電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、本約款第16条の2第22号ホ（ロ）に基づき算定された「電力量料金」から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

時間帯別	割引率
午後	2%
朝晩	2%

- 9 当社は、本条第1項に定める定期契約のうち「電力・TVパック」を構成する全てのサービスの提供が開始された日の翌日より、当社より請求する料金から月額667円（税込733円）を割引いたします。（初回の割引額は日割りを行います。）

- 10 J:COM NET 特別コース（契約年数を問わず、以下同じ）は、契約時にJ:COM MOBILE（プランa）の契約の申込をされているか、既に利用を開始している必要があります。ただし、J:COM NET 特別コースの契約期間中にJ:COM MOBILE（プランa）を解約した場合、J:COM NET 特別コースは自動的に解約にはなりません。

第5条（他サービスの契約）

定期契約の種別により、当社が別に定める約款のサービス（特定のサービスに限ります）を契約する必要があります。当社が別に定めるサービスの名称、コース等が一致している場合、全てのサービスを契約して初めて定期契約の締結となります。

第6条（定期契約の変更）

同一定期契約内のコースの変更を含まず、他の定期契約へ変更する事をいいます。

- 2 定期契約からサービス単体での契約に変更する場合は、定期契約の解除に当たります。
- 3 本約款第8条（契約の成立および利用期間）第1項但書に基づき、申込内容の不備が解消せず、契約が解除された場合には、定期契約が解除されます。この場合、定期契約が解除された日をもって J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約（定期契約のうち「電力・TV パック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービス）へ切替わります。この切り替えの際には、本料金表第4条に定める契約解除料は発生致しません。

第7条（契約解除料）

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、本料金表第4条に定める通りです。

- 2 前項の場合において、更新期間に当たる場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。
- 3 定期契約に必要な当社が別に定める他のサービスの解約に合わせて、定められた契約解除料は、重複して支払いを要しません。

第8条（更新の定義）

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

- (1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。
- (2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第9条（定期契約の解約）

当社は、定期契約の解約について、以下のように定めます。

- (1) 契約者が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの解約を行う場合には、定期契約の解約となります。ただし、定期契約のうち「電力・TV パック」については、J:COM 緊急地震速報サービスのみ解約を行った場合は定期契約の解約とはなりません。
- (2) 前項の場合において、以下の場合には契約者は、契約解除料の支払いを要しません。
 - ① 契約者が、転居により当社の全てのサービスを解約する場合であって、転居後においても別記1に定める J:COM グループ各社および当社が認める協力事業者が提供するサービスの申込を行う場合
 - ② 契約者が、転居により当社の全てのサービスを解約する場合であって、転居後においても別記

1 に定める J:COM グループ各社のサービス提供区域外かつ別記 2 に定める一般送配電事業者の送配電区域において、当該区域を担当する J:COM グループ会社と契約の上、J:COM 電力家庭用コースを継続してご利用頂く場合（ただし、本約款第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）の契約種別については、転居後のご利用はいただけません。）

③契約者の加入する集合住宅が放送サービス対応物件、またはインターネット接続サービス対応物件に関する In My Room プランを解約した場合、または In My Room プランの提供を新たに契約する場合

④契約者が、利用する定期契約が「電力・TV パック」の場合であって、「電力・TV パック」に定めるサービスのうち J:COM TV 再放送サービス及び J:COM 緊急地震速報サービスの両方またはいずれかのサービスの解約を行った場合

(3) 当社が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。ただし、定期契約のうち「電力・TV パック」については、J:COM 緊急地震速報サービスのみ停止を行った場合は定期契約の解約とは扱いません。

(4) 定期契約に電話サービスが含まれる場合、解約をした日を含む請求分までは、定期契約の料金を適用します。

(5) 契約した需要場所が変更になる場合についても、当社は解約と扱います。

第 10 条（コース変更等について）

コース変更を行う場合には、定期契約に関する起算日の変更はありません。

2 コース変更を行う場合であって、J:COM 電力家庭用コースの契約種別に関しいずれの変更もない場合には、費用は発生しません。ただし、他のサービスの増減がある場合、他のサービスの約款等に基づき、サービス変更手数料が発生します。

3 コース変更を行う場合であって、J:COM 電力家庭用コースの契約種別に関しいずれかの変更が発生する場合は、本約款等に基づき、サービス変更手数料が発生します。

以上